



**契約して「失敗した」、「困った」と思ったら！
契約の取消しを！**

契約は、当事者の合意により成立し、いったん契約が成立すると、当事者は合意の内容に拘束されます。

債務を負っている人は、その義務を果たさなければなりませんし、権利を持っている人は、その内容を相手に請求することができます。もし、約束を破る（債務不履行）と相手から損害賠償の請求を受けたり、強制執行をされたりして、約束違反の責任をとられることとなります。

しかし、どんな約束でも絶対に守らなければならないというものはありません。もともと拘束力のない契約であったり、いったん成立した契約を取り消して、拘束力を解いてしまう場合もないわけではあります。

先月号では、クーリング・オフ（申込みの撤回又は契約の解除）について、お知らせ

しましたが、今月は、「契約の取消し」についてお知らせします。

■「契約の取消し」とは

いったんは有効に成立した契約を、取消権者の取消しの行為（相手方に対する通知）をすることにより、はじめから効力をなかつたことになってしまうことです。

契約を取消しできる方法はいろいろありますが、今月は消費者契約法や特定商取引法での「契約の取消し」についてお知らせします。

■「誤認・困惑による取消し」

クーリング・オフ期間経過後でも、事業者が勧誘をする際に、次のような不当な行為をして、消費者が契約の内容について「誤認」や「困惑」をして、契約してしまった場合、消費者契約法や特定商取引法で、取消しができます。

①不実告知 事業者が契約内容の重要事項について事実と異なることを告げ、消費者がその告げられた内容を事実と誤認して契約した場合。

例 「中古車を事故車ではない」と告げられ、信用し購入したが、実は事故車だった。

②断定的判断の提供

事業者が契約の目的となるものの将来の価格など、将来の変動が不確実な事項について、断定的判断を提供し、消

費者がその判断の内容を確実と誤認して契約した場合。

例 「この株は、確実に値上がりします。」と告げられ、信用して契約したが、値上がりどころか値下がりした。

③不利益事実の不告知

事業者が契約内容の重要事項又は重要事項に関係する事項について、消費者に利益になる旨を告げ、かつ、不利益になる事実を故意に告げなかったことにより、消費者がその不利益な事実を存在しないと誤認して契約した場合。

例 眺望・日当たりを阻害する隣接マンションの建設計画を知っていたながら、「眺望・日当たり良好」と説明し、建設計画の事実を故意に説明しないで販売した。

④不退去／退去妨害 消費者が勧誘されている場所から退去（帰ってほしい）や退去したい（帰りたい）旨の意思を示したにもかかわらず退去しなかったときや、退去させてくれなかったために消費者が困惑して契約した場合。

※消費者契約法で契約の取消しができる場合があります。特定商取引法では、「断定的判断の提供」や「不退去／退去妨害」はありません。また、特定商取引法の取消権は、消費者契約法の取消権を拡大している部分があります。特に、不実告知の内容が、重要事項だけ

でなく、契約の締結を必要とする事情を含むようにしている点は重要です。

不利益事実の不告知についても、特定商取引法では、利益となる事実を告げることは要件とされていません。

■取消権の行使期間

消費者が取消しの原因である誤認に気づいた時、困惑状態から脱した時（特定商取引法では誤認の場合だけで、困惑の場合はなし）から6か月、契約の時から5年です。

取消しできるのは、取消権が生じた消費者に限定されません。消費者は、取消しの理由を示して契約の取消しの意思表示をする必要があります。（通知は、期間内に事業者に届く必要があります。）

■取消しの方法と効果

書面により内容証明郵便等で、契約を取り消す旨を通知するのが確実です。

取り消された場合には、双方に原状回復義務が生じ、例えば、商品の売買契約なら、消費者は事業者に商品を返還し、事業者は消費者に既払い金を返還します。返還の費用は、各自の負担となります。

この点は、クーリング・オフと違う所です

被害に遭ったら、一人で悩まないで、早めに産業振興課消費生活相談窓口へ相談しましょう。（☎2-2455）

（有料広告）

学生さんが集る職場で働きませんか 調理の大好きな健康で明るい方

①調理師又は調理師見習い ②調理補助 ③ホールスタッフ

勤務先 東京理科大学 長万部校 (山越郡長万部富野102-1)

●時間／ 6:30～16:00(休憩90分) 11:00～20:00(休憩60分)
●休日／週1日以上、夏季・冬季・春季休有 ※勤務日・勤務時間については相談可
●給与／〈正〉月給15～25万円(経験等考慮) 〈パ〉時給720円～
●待遇／交通費支給、制服貸与、食事補助、社宅制度有

応募 ますはお電話下さい。

①正社員・パート ②③パート

(株)中央給食センター ☎011-823-8950 〒062-0903 札幌市豊平区豊平3条13丁目1-29